

## A ドイツ連邦共和国基本法&lt;憲法&gt; (一部、仮訳)

## 第20条 (憲法原則、抵抗権)

- 「1. ドイツ連邦共和国基本法は、民主的かつ社会的な法治国家である。」  
 「3. 法律制定は憲法適合的秩序に、執行〔行政〕及び司法は法律と法に、拘束される。」

## 第65条 (連邦政府の責任配分、連邦首相の基準設定権限)

「連邦首相は、政策の諸基準を定め、それに対する責任を負う。この諸基準の範囲内で、各連邦大臣は独自にかつ自らの責任においてその事務領域を遂行〔指揮〕する。連邦各大臣の意見の不一致については、連邦政府が決定する。連邦首相は、その事務を、連邦政府によって決定されかつ連邦大統領の同意を得た事務規則 (Geschäftsordnung) に従って遂行〔指揮〕する。」

## 第80条 (法規命令 (Rechtsverordnungen) の制定)

「1. 連邦政府、連邦大臣又は州政府は、法律によって法規命令を制定することを授権されることができる。その際において、与えられる授権の内容、目的及び範囲はその法律において明確なものでなければならない。法的根拠は、命令のうちに示されなければならない。法律によって授権がさらに委任されてよいことが定められているときは、委任には、法規命令による授権が必要である。」

「2. 連邦法律による別段の定めがある場合を除き、郵便及び電話通信の施設利用の原則及び使用料に関する、連邦鉄道の施設利用の対価の徴収の原則に関する、鉄道の建設及び経営に関する法規命令、並びに連邦参議院の同意を必要とする又は連邦の委託により若しくは固有の事務として各州によって実施される連邦法律に基づく法規命令は、連邦参議院の同意を必要とする。」

「3. 連邦参議院は、その同意を必要とする法規命令の制定を、連邦政府に対して提案することができる。」

「4. 連邦法律によって又は連邦法律に基づき州政府が法規命令の制定を授権されている場合において、州はその規定を法律によっても制定することができる。」

## 第80a条 (緊急事態)、第81条 (法律制定非常事態)

## 第82条 (法律及び (法規) 命令の決定、公布、発効)、第83条 (連邦と各州の権能の配分)

## 第84条 (固有事務としての各州による実施、連邦による監督)

- 「1. 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、一般的行政規則を制定することができる。」

## 第85条 (連邦の委託に基づく各州による実施 (連邦委託行政))

「2. 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、一般的行政規則を制定することができる。これは、官吏及び雇員の統一的な養成について定めることができる。中間官庁の長は、連邦政府の了解を得て、任用されるものとする。」

## 第86条 (連邦固有行政)

「連邦が連邦固有行政又は連邦直接の団体若しくは公法上の営造物によって法律を実施する場合において、連邦政府は、法律による特段の定めがないかぎり、一般的行政規則を制定する。これは、法律による特段の定めがないかぎり、官庁の組織〔編成〕を定める。」

## B シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州一般行政法（一部、仮訳）

## 第一篇 行政組織／ 第二篇 行政作用 第一章 総則 第一節 命令による行政作用

第53条（命令概念）「命令(Verordnung)とは、法律による授権にもとづいて、州行政庁又は、指示に従った履行のために委任された事務にかかる市町村、郡および官署が、不特定多数の私人に対して、不特定多数の事案を規律するために発する命令(Anordnung)である。」

第54条（州命令）「1. 州行政庁は、州領域または州領域の一部に関する命令を制定する（州命令）。

2. 公共の安全に関する州命令は、法規定による別段の定めがないかぎりにおいて、専門的に所管する省および内務省の州行政庁が制定する。但し、これは、山林<鉱山？>官庁については適用しない。

3. 公共の安全に関する州命令は、山林<鉱山？>官庁の命令を除いて、州議会の要求がある場合には、取消されるものとする。」

第55条（郡命令、市命令、町村命令及び官署命令） <省略>

## 第56条（命令の形式）

「1. ①命令は、州命令、市命令、自治体命令、郡命令又は官署命令という表題を用いて表示されなければならない。②命令は、その命令の制定を授権する法律上の規定を明示しなければならない。③命令は、法律に定められているかぎりにおいて、他の官署の認可、同意又は承認を受けている旨を表示しなければならない。第55条第4項第二文の規定が定める場合については、緊急の命令である旨を表示しなければならない。④命令は、それが決定された年月日を呈示しなければならない。⑤命令は、それを制定した官庁を表示しなければならない。」

「2. ①命令は、その表題において、その命令の基本的な内容を表示するものとする。②命令は、その地域的適用範囲を呈示するものとする。適用範囲が呈示されない場合は、その命令は、制定する官庁のすべての管轄区域について適用される。」

第58条（命令の内容） 「1. 命令は、その内容が明確なものでなければならない。

2. 法律又は命令が無制限の期間を要求し又は禁止する指示規定を有する場合を除いて、告示、決定又はその他の指令を指示することは許されない。

3. 最上級州行政庁又は上級州行政庁の命令が建築並びにその他の技術的施設又は装置に関するものであるときは、その命令の中で、技術的な諸規定について特別の専門的機関の告示に言及することができる。この告示は、シュルスヴィヒ・ホルシュタイン州官報に公布されることによって法的に拘束的なものになる。この公布については、シュルスヴィヒ・ホルシュタイン州法律・命令報において言及されるものとする。

4 公共の安全に関する命令は、たんに官庁に義務づけられている監督を容易にするという目的のみをもってしては、制定されてはならない。」

第60条（公布）「1. 州命令は、シュルスヴィヒ・ホルシュタイン州法律・命令報において公布されるものとする。

2. 市、自治体、郡及び官署命令は、地域ごとに公布されるものとする。

3. 遅滞の怖れがある場合においては、公布は、新聞、ラジオ、テレビにおける公告によって、又はラウドスピーカーによって若しくはその他の地域慣行による方法によって代替することができる（代替公布）。命令は、そのうち遅滞なく第一項又は第二項に従って公示されなければならない。その場合において、代替公布の時期及び方法が呈示されなければならない。」

## 第61条（発効）

「別段の定めを設けていないかぎりにおいて、命令は、公布報が発行された日から一四日の経過後に発効する。<以下、省略>」

**第62条 (有効期間)**

「1. 命令には、有効期間が規定されなければならない。当該期間は、五年を超えてはならない。有効期間の経過によって、延長の場合においては発効後長くとも一〇年の経過によって、命令は失効する。

2. 第1項は、左に掲げる命令には適用しない。

①EUの法規定にもとづく又はEUの法規定を組み込むための命令、②連邦の法規定にもとづく又は連邦の法規定を組み込むための命令、③官庁の諸権限を規定する命令、④官庁の設置のための命令

3. 2004年1月1日までに制定された命令は、第一項の規定の定めとは異なり、2008年12月31日の経過によって失効する。〈以下、省略〉」

**第64条 (その他の一般拘束的な指令 (Anordnungen))**

「行政庁が法規定に基づき、一般拘束的な法的効力のある決定、告示又はその他の指令を制定することを許容されている場合について、第56条第1項第3号、第4号及び第5号、第2項並びに第58条第1項及び第2項を準用する。これらは、授権する法規定を引用（と関連づけ？）しなければならない。公示については、第60条第2項及び第3項を適用する。」

**第二節 条例による行政作用**

第68条 (公示) 「条例は公示されるものとする。その適用地域が州全体に及ぶときは、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州官報において公示されるものとする。適用地域が州の一部に限定されているときは、地域的な公示で十分である。但し、異なる法規定は依然として有効である。第六〇条第三項は準用される。」 〈これ以外は省略〉

**第三節 給付 [承認] 基準 (Bewilligungsrichtlinien)**

第71条 (給付 [承認] 基準) 「不特定多数の事案について、公行政の主体による給付の要件及び範囲を一個人について定める行政庁の命令 (Anordnungen) (給付 [承認] 基準) については、第68条を準用する。」

**第四節 行政行為及び公法上の契約による行政作用**

第一款 一般原則 第72条 (法律適合性の原則) 第73条 (裁量)

第二款 行政手続 第一 手続原則

**第74条 (行政手続の概念)**

「行政手続とは、行政行為の要件の審査、準備及び発布又は第121条第2項の意味における公法上の契約の締結に向けられた、行政庁の外部に作用する活動をいう。これには、行政行為の発布又は公法上の契約の締結も含まれる。〈以下、省略〉」

第三款 行政行為 第四款 公法上の契約

(第二章 特別の手続類型 / 第三章 公共の安全 / 第四章 作為・受忍・不作為の強制

第五章 公法上の金銭債権の強制執行 // 第三篇 補則)

**C 連邦政府の事務規程 (GO) 1951.05.11**

第30条 「1. 連邦政府の命令は、担当大臣による連署のあとで連邦首相によって署名される。その他の命令は、連邦政府が提案したものである場合も、原則として担当大臣のみによって署名される。

2. “連邦政府” という明示の言葉の下に、一連邦政府による特別の授権がある場合を除き一連邦首相のみ、又は連邦首相とともに担当大臣若しくはすべての連邦大臣によって署名されるものとする。」

D 2000.08Info1611「新しい各省共通事務規程—時代に即した運営のための基礎」(連邦行政 Amt)  
〈ネット上で発見。一部の仮訳〉

### 「法律案の質的改善

“モダンな国家—モダンな行政”というプログラムによって、4つの改革分野の一つとして、“法の受容性と実効性”が決定されている。これには、とくにすでに、諸法律の準備作業を改善することも含まれている。ゆえに、GGO [各省共通事務規程] によって、法律案の新しい質が決定されている。

かつては、そのためにいわゆる〈青い試験問題〉があった。もとより、その長さにもとづいて、それは実務上は、原則的には適用されなかった。従って、それは解消された〔?以上三文、意味不明〕。その代わりに、今や、基本的な構成部分を拘束的に審査し、そしてその結果を法律の理由付記において表示しなければならない(GGO43条)。このことはとくに、そもそもある規定が必要なかどうか、他の解決可能性は残っているかどうか、他のそれは諸規定によって従来以上に義務づけられるかどうか〔?〕、といった問題、および簡素化の問題にもあてはまる。

この関係で新しいのは、衡量カタログ(添付図7)である。これに基づいて、どの程度法律案が自主規制の可能性を考慮しているかどうかを審査すべきである。この衡量カタログは、—教授の学問的知見にもとづいている。衡量カタログによって、活動する国家の理念像は、すべての法律案に対して拘束的なものになっている。

また、新しいのは、将来において、法律の効果の評価がなされなければならないことである(GGO44条)。その結果は、同様に、法律案の理由付記中に表示されなければならない。これは、公的予算への財政的影響についての言及に関係する。一方、これには、専門分野に特有の影響も含まれる。

“モダンな国家—モダンな行政”というプログラムのその他の理念的企図の範囲内で同様に表れてくる法律の効果の評価のための手がかりは、補助的な位置を占めることになる。

### 市民〔国民〕に対する透明性の向上

“モダンな国家—モダンな行政”というプログラムは、国家が、国民男女に対して住民を意識しかつ協働的に、諸任務を遂行することを求める。このことは、国民に対する国家活動の透明性の向上が必要であることを意味している。そのために、将来において連邦諸省の組織的再構成が公にされるべきことが、GGOによって決定された(7条4項)。かつては、事務配分計画や機関—〔?〕は公にされなかった。これは、国民にとっては、彼らがきわめて稀にしか各省行政内部の直接的対話者にはなりえなかったことを意味していた。

しかし、透明性は、法律案の成立についても要求される。連邦政府がたちまちのうちに法律案を〔議会に〕提案し又はみずから諸規定を決定してしまえば、連邦政府は将来に、法律の成立や法律の効果について国民がアクセスする可能性を奪いとってしまうであろう。したがって、重要な法律企画案は、早い段階で、インターネットの中で議論できるようにする(48条3項)。新しいGGOは、このための前提条件を生み出した。

### 展望

ここで述べてきた変更は、GGOの若干の改正点にすぎない。他にも同様に重要なことはある。たとえば、例外のない指導原理としての男女の対等な地位(ジェンダー主潮流)、連邦政府の受託者の関与、GGOを連邦首相府やその他の連邦最上級諸官庁にも適用すること、報道および公表事務を現実<sub>に</sub>適合させること、諸法律の評価の自己義務づけ、諸法律の有効期限の検討、あるいは諸行政規則の体系化。

新しいGGOによって、省行政のいずれの従事者にも、彼らが志向すべきモダンな作業用ツールが与えられる。同時にそれは、管理者が省行政の構造を柔軟に形成することにも役立つ。」